

報道関係者 各位

平成30年12月11日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 上月 眞史

(直通電話) 03-5403-2205

山陽新聞社不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第36号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成30年12月10日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は次のとおりです。

【命令のポイント】

～会社が、一時金をめぐるあっせん申請に応じず、団体交渉で一時金を提示した対応等は、いずれも不当労働行為に当たらないとした事案～

(1) 会社があっせんの場に出席して誠実に交渉し、労使紛争の解決を図ることは、一般論として、もとより望ましい対応であるとしても、労働協約が、会社にあっせんに応じる義務を定めたものとはいえない。

一時金の8か月分合意（予測が外れてもうかれば年間一時金を8か月分支払う）の存否をめぐっては、団体交渉においてすでに行き詰まりの状態に達していただけてだけでなく、実質的には過去のあっせん申請に係る調整事項の蒸し返しにも似た側面があったと言わざるを得ない。

会社があっせん申請に出席せず、応じなかったことは、組合が労使間の紛議を労働委員会のあっせんによって解決する機会を奪い、本件組合の交渉上の立場を著しく不安定にすることによって、組合を弱体化する行為とは認められない。

(2) 8か月分合意が成立したとはいえず、会社にそのような信義則上の支払義務が発生しているということもできない。

各季一時金を3.6か月分と提案し、譲歩できないことについて、会社は設備投資に資金投入する必要性等について具体的に説明している。

各一時金団交において、8か月分合意の存在を否定し、各季一時金をそれぞれ3.6か月分と提案し、譲歩しなかったことは、不誠実とはいえない。

I 当事者

再審査申立人：山陽新聞労働組合（「組合」）（岡山市北区） 組合員3名（初審結審時）

再審査被申立人：株式会社山陽新聞社（「会社」）（岡山市北区） 従業員487名（初審結審時）

II 事案の概要

- 本件は、会社が、①労働協約に反し、あっせん申請に応じず、一時金に係る紛議をあっせんによって解決する機会を奪ったこと、②あっせんの「不調」の確認を不可能にし、組合の争議権の行使を阻害したこと、③一時金団交において、8か月分合意の存在を否定し、平成26年及び平成27年各季一時金を3.6か月分と提案し、これに固執したこと等が、労組法第7条各号の不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件である。
- 初審岡山県労委は、上記のいずれも不当労働行為に該当しないとして、救済申立てをいずれも棄却したところ、組合がこれを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文の要旨

本件各再審査申立てをいずれも棄却する。

2 判断の要旨

(1) 争点1 会社が本件各あっせん申請に応じなかったことは、労働協約に反し、労働委員会のあっせんで解決する機会を奪う支配介入に当たるか

ア 会社があっせんの場合に出席して誠実に交渉し、労使紛争の解決を図ることは、一般論として、もとより望ましい対応であるとしても、労働協約が、会社にあっせんに応じる義務を定めたものとはいえない。

イ 本件各あっせん申請の調整事項のうち一時金の支払を求める部分については、直近の団体交渉においてすでに行き詰まりの状態に達していただけでなく、実質的にはすでに一応の解決を見た平成23年各あっせん申請に係る調整事項の蒸し返しにも似た側面があったと言わざるを得ない。

ウ 会社が本件各あっせん申請に出席せず、応じなかったことは、労働協約に違反するとはいえず、またその他の事情を見ても、組合が労使間の紛争を労働委員会のあっせんで解決する機会を奪い、組合の交渉上の立場を著しく不安定にすることによって、組合を弱体化する行為とは認められないから、労組法第7条第3号の支配介入には当たらない。

(2) 争点2 会社が本件各あっせん申請に応じなかったことは、労働協約に照らし、組合の争議権を制約する支配介入に当たるか

ア 会社が本件各あっせん申請に出席しないことにより、組合の争議権が制約されるということはない。

イ 組合の認識という点から見ても、あっせん不開始や打ち切りの場合にスト権が制約されるとの認識があったとは言い難い。

ウ 会社があっせんに出席せず、応じなかったことが組合の争議権を制約する支配介入に当たるとは評価できない。

(3) 争点3 会社が、本件各一時金団交において、8か月分合意の存在を否定し、平成26年及び平成27年各季一時金をそれぞれ3.6か月分と提案し、これに固執したことは、不誠実な団体交渉に当たるか

ア 労使協議会においても覚書締結の際等にも、8か月分合意が成立したとはいえず、会社にそのような信義則上の支払義務が発生しているということもできない。

イ 平成26年及び平成27年各季一時金を3.6か月分と提案し、譲歩できないことについて、会社は設備投資に資金投入する必要性等について具体的に説明している。

ウ 会社が、本件各一時金団交において、8か月分合意の存在を否定し、平成26年及び平成27年各季一時金をそれぞれ3.6か月分と提案し、譲歩しなかったことは、不誠実とはいえず、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるということはできない。

(4) 争点4 8か月分合意の存在が認められる場合、本件各一時金団交における会社の対応は、支配介入に当たるか

ア 8か月分合意は存在せず、また、会社が信義則上の支払義務を負うとは認められないことは、上記(3)で判断したとおりである。

イ 本件各一時金団交における会社の対応は、不誠実とはいえず、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるということはできない。

【参考】初審救済申立日	平成26年12月4日	(岡山県労委平成26年(不)第3号)
初審救済申立日	平成27年5月7日	(岡山県労委平成27年(不)第1号)
初審救済申立日	平成28年5月18日	(岡山県労委平成28年(不)第2号)
初審命令交付日	平成29年6月30日	
再審査申立日	平成29年7月18日	